

**令和7年度実施
高等専門学校機関別認証評価
評価報告書**

明石工業高等専門学校

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

I	認証評価結果	1
II	基準ごとの評価	3
	領域1 教育の内部質保証システム	3
	領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	5
	領域3 学習環境及び学生支援等	7
	領域4 財務基盤及び管理運営	9
	領域5 準学士課程の教育活動の状況	11
	領域6 専攻科課程の教育活動の状況	16

I 認証評価結果

明石工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する 37 の基準のうち、基準 5-6 及び基準 6-6 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5-6 及び基準 6-6 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準 1-1、基準 1-2 及び基準 1-3 をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

<改善を要する点>

- 学修単位科目の授業時間外の学修についての評価が適切に行われていることを、学校として把握していない。(基準 5-6)
- 再試験（または学力補充指導）及び単位追認試験（または補充履修）について、科目担当教員の裁量で行われる場合もある等、成績評価方法が不明確である。(基準 5-6)
- 成績評価の妥当性（シラバスどおりの評価が行われているか）の組織的な事後チェックが十分ではない。(基準 5-6)
- 一部の授業科目において、
 - ・成績評価に用いた試験問題及び模範解答の保管が不十分である
 - ・中間試験及び期末試験と再試験で同一の試験問題が出題されている
 - ・評価基準外の加点が与えられており、公平な成績評価が行われていない
 - ・シラバスどおりの評価が行われていない
 - ・試験問題の水準が、高等専門学校で行われる教育内容としてふさわしいものとなっていない
 ことが確認されており、成績評価の客観性・厳格性を学校として担保する取組は十分とはいえない。(基準 5-6)
- 再試験（または学力補充指導）及び単位追認試験（または補充履修）について、科目担当教員の裁量で行われる場合もある等、成績評価方法が不明確である。(基準 6-6)
- 成績評価の妥当性（シラバスどおりの評価が行われているか）の組織的な事後チェックが十分ではない。(基準 6-6)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 創造工房は令和 6 年 4 月スタートアップ人材の育成を目的にアントレプレナーシップ教育、スタートアップ合宿、学内スタートアップ・コンテストの拠点として整備された。継続して行われている PBL 型授業科目としての「C o + w o r k」での優秀プロジェクトをスピンオフし、社会実装や製品化に向けたプロジェクトに深化・発展させることや各種コンテストでの競争力を高め学生のプロジェクト全体の底上げを図っている。(基準 3-1)
- 全国の高専に先駆けてネーミングライツ制度を施設に導入した。教育研究環境を向上させること及

び施設等を有効活用することを目的として、新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることに積極的に取り組んでいる。(基準4-2)

- 令和4年度には文部科学省の「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業DXをけん引する高度専門人材育成事業」に採択され、実習系科目にDX教材を取り入れ、学生自らが現場でDXを活用できるように教育カリキュラムの高度化を進めている。(基準5-3)
- グローバルエデュケーションセンターが中心となって、継続的に多様なグローバル事業に取り組んでいる。令和6年度においては、準学士課程95人、専攻科課程2人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、低学年からの海外派遣プログラムを充実させているほか、長期留学制度や、海外の大学の学士課程へ編入学することができる制度を整備している。(基準5-5、基準6-5)

Ⅱ 基準ごとの評価

<p>領域 1 教育の内部質保証システム</p> <p>基準</p> <p>1-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。</p> <p>1-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。</p> <p>*卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）</p> <p>1-3 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。</p>
--

基準 1-1

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として点検・評価規程が定められるとともに、その規程に基づいて自己点検・評価の実施方針が定められている。なお、自己評価書提出時点では実施手順が定められていなかったが、令和7年11月までに自己点検・評価の実施方針に明記する改正が行われている。自己点検・評価の実施体制として、校長を責任者とする将来計画・自己点検等委員会が設置されている。自己点検・評価の基準や項目、所掌委員会等は自己点検・評価の実施方針に規定されている。

また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として外部評価実施要項が定められ、その実施体制として、校長を責任者とする有識者懇談会が設置されている。なお、自己評価書提出時点では外部評価実施要項に規定された外部評価委員会ではなく有識者懇談会が実際に運用され、有識者懇談会が作成する有識者懇談会報告書についても外部評価実施要項に規定されておらず、第三者評価（外部有識者）の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制の整備が不十分であったが、令和7年11月までに外部評価実施要項が現状の運営体制に合うよう改正されている。

基準 1-2

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「DP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」という。）が学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること、入学者の受入れに関する方針（ア

ドミッション・ポリシー。以下「AP」という。)が学校の目的に基づき定められていること、学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、自己点検・評価の実施方針に定められている。

同様に、教育課程ごとの点検・評価において、領域5の基準5-1から基準5-11に基づく点検・評価を行うこと及びその実施組織が、自己点検・評価の実施方針に定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、自己点検・評価の実施方針において定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業(修了)時の学生、卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。なお、自己評価書提出時点では教職員からの意見聴取を行っていることが確認できず、その結果も会議にて審議されていなかったが、令和7年11月までに意見聴取結果が集約され、将来計画・自己点検等委員会にて審議されている。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価の結果を踏まえて実施されている。なお、自己評価書提出時点では外部評価実施要項に規定された外部評価委員会ではなく有識者懇談会が実際に運用され、有識者懇談会が作成する有識者懇談会報告書についても外部評価実施要項に規定されておらず、第三者評価(外部有識者)の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制の整備が不十分であったが、令和7年11月までに外部評価実施要項が現状の運営体制に合うよう改正されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、すべての場合について自己点検・評価の実施方針に定められている。

自己点検・評価の結果は、当校ウェブサイトで公表されている。

基準1-3

【評価結果】基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応が行われている。ただし、前回の機関別認証評価で指摘された改善を要する点のうち、「期末試験と再試験で同一の問題が出題されている」について、自己評価書提出時点ではアセスメントプランに基づく点検は実施されてはいるものの、令和7年11月までに十分に改善されているとはいえないため、計画どおり3年間で全科目に対する点検を完了させ、それに対する分析・評価等を、今回の認証評価の受審から2年後の自己点検・評価にて行い、結果を公表のうえ、受審後3年以内に対応状況報告をすることを求める。

自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われており、女子学生についての公開講座を設ける等の取組により女子学生比率向上等の改善が行われている。

時代に応じた教育課程と学生がより良く教育課程を履修できるようにするための体制を常に模索しており、近年では毎年、教育課程や関連規程の改正への検討がなされている。

領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

基準2-1

【評価結果】基準2-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

準学士課程には、機械工学科、電気情報工学科、都市システム工学科、建築学科が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

専攻科課程には、機械・電子システム工学専攻、建築・都市システム工学専攻が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

基準2-2

【評価結果】基準2-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として学生委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として教務委員会、専攻科に関する事項を審議する組織として教務委員会が設置されており、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。

教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、運営会議が設置されており、運営会議規則には、構成、校長等（校長、副校長）の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が定められている。

基準2-3

【評価結果】基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校では専任教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。

当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないように配慮されている。

基準 2-4

【評価結果】基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い教員選考基準に定められており、採用・昇任に当たっては、教員選考基準に定められた判断方法により、教育経歴、実務経験、性別構成が配慮されている。なお、自己評価書提出時点では教員の採用及び昇任に当たって、実務経験、性別構成について考慮した選考を実施することが、教員選考基準からは確認できなかったが、令和 7 年 11 月までに教員選考基準に明記する改正が行われている。

教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して、教員評価に関する要項に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されている。

また、把握した評価結果を基に、教育研究費配分における措置、改善に向けた指導、表彰を行うことが、教員評価に関する要項に定められており、表彰は行われているものの、教育研究費配分における措置、改善に向けた指導を行っていることは確認できない。なお、前年度に実施した評価実施組織における会議の審議事項、資料、議事要旨についても、保管することが必要である。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として、教務委員会が設置されており、毎年度、FDが実施されている。

令和 6 年度においては、C o + w o r k の意義と今後に関するFD研修会、各科目の研究授業、新MCC（モデルコアカリキュラム）とMCC-Plusに関するFD等が行われている。

基準 2-5

【評価結果】基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育支援者（事務職員、技術職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員が 2 人配置されている。

教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員等）の資質の維持、向上を図るため、令和 6 年度においては、令和 6 年度東海・北陸・近畿地区国立高等専門学校技術職員研修会、令和 6 年度図書館等職員著作権実務講習会演習問題、令和 6 年度 IT 人材育成研修等が行われている。

領域3 学習環境及び学生支援等

基準 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。

基準3-1

【評価結果】基準3-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、実験・実習工場が整備されている。また、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペース、学生が自由にもものづくりできる共創拠点として創造工房が設けられている。

これらの施設・設備については、施設・環境マネジメントに関する規程及び不動産管理規程に基づき安全衛生管理体制が整備されており、設備使用に関して、安全管理マニュアルが策定されている。

学生が実験・実習工場を利用するに当たっては、学生に対してガイダンスが行われている。なお、現地視察時点では実習工場内に工作機械が密に置かれ、また安全通路の線が引かれていない箇所があり、安全通路の線が引かれている箇所についても、工具・材料を載せたテーブルが安全通路をまたいで仮置きされているところもあったが、令和7年11月までに安全通路の線が引き直され、安全通路を確保するように整理されている。

また、施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。

設置基準に定められている図書館が備えられており、図書108,987冊（うち、外国書3,868冊）、学術雑誌2,547種（うち、外国書2,285種）、電子ジャーナル2,266種（うち、外国書2,266種）、視聴覚資料1,182点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

【優れた点】

- 創造工房は令和6年4月スタートアップ人材の育成を目的にアントレプレナーシップ教育、スタートアップ合宿、学内スタートアップ・コンテストの拠点として整備された。継続して行われているPBL型授業科目としての「Co+work」での優秀プロジェクトをスピノフし、社会実装や製品化に向けたプロジェクトに深化・発展させることや各種コンテストでの競争力を高め学生のプロジェクト全体の底上げを図っている。（観点3-1-①）

基準3-2

【評価結果】基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配

置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内が学生相談室規程に基づき整備され、学生に対して周知されている。

健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。

また、いじめ防止等基本計画を定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対して、グローバルエデュケーションセンター、教務委員会、修学支援委員会及び学生相談室による支援体制が整備されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。

就職や進学等については、学生委員会による進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進路指導用マニュアルの作成、進学・就職に関する説明会の実施、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結等が行われている。

学生寮が整備され、学寮委員会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、食堂、補食室、浴室（シャワー室）、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として国際寮にラーニングスペースが設置され、自習時間が設定されている。

また、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、奨学金の貸与等、入学料・授業料の減免等、緊急時の貸与等が実施されている。

領域 4 財務基盤及び管理運営
基準 4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること。 4-2 管理運営体制が整備され、機能していること。 4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。 4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。 4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。

基準 4-1

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

当校を設置する高専機構の過去5年間の財務状況は適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

基準 4-2

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校の管理運営体制に関して運営会議規則が整備されているとともに、運営会議が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。

また、校長、副校長、主事等の役割分担が明確となっている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が危機管理規程に基づき整備され、危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されている。これらに基づき毎年度、避難訓練や安否確認訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われている。

教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るため、学位取得に関する支援、教員表彰制度、校長裁量経費等の予算配分等の措置が講じられている。

研究を促進するため、研究設備・機器共用規則が整備され、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めている。

また、外部の財務資源を積極的に受け入れる取組として、科学研究費助成事業や受託研究等による外部資金取得のほか、ネーミングライツ制度の導入や教員向けFDとしての科学研究費助成事業説明会の開催等が行われている。

なお、教員及び研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制は明文化されていないものの、令和6年度においては、令和6年度新任教職員研修会の開催や公的研究費資料マニュアルの作成等が実施されている。また、学生に対しては専攻科1年次の必修科目「技術者倫理」にて研究者倫理 e-learning の結果を成績の一部に含める取組が実施されているものの、卒業研究等を行う準学士課

程の学生に対しても研究倫理教育が必要である。

これらの取組により、外部の財務資源を主とした共同研究及び受託研究を継続的に実施している等、持続的な研究成果が創出されている。

地域との連携による活動に係る計画が策定され、改善を図るための体制がテクノセンター規則に基づき整備されている。

また、外部の教育・研究資源を活用するための取組として、明石市やKDD I株式会社等との産学官連携関係協定が締結されているほか、明石高専産学連携交流会において地域産業界との連携と交流を図っている。さらに、地元教育委員会と連携した小・中学生に対するICTを活用した教育支援プロジェクト（STEAM教育支援事業）が実施されている。

【優れた点】

- 全国の高専に先駆けてネーミングライツ制度を施設に導入した。教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的として、新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることに積極的に取り組んでいる。（観点4-2-③）

基準4-3

【評価結果】基準4-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務組織規程に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD」という。）がFD及びSDに関する規程に基づき、組織的に行われている。令和6年度においては、科学研究費助成事業の概要等についての研修を実施するほか、国立高等専門学校機構が実施する令和6年度ハラスメント防止研修や法人文書・個人情報管理研修等に職員を参加させている。

基準4-4

【評価結果】基準4-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、運営会議が設置され、必要な連携体制が整備されている。

基準4-5

【評価結果】基準4-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。

領域5 準学士課程の教育活動の状況

基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること。
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること。
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。
- 5-9 APが具体的かつ明確であること。
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること。
- 5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

基準5-1

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPは、準学士課程全体及び各学科の目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。なお、自己評価書提出時点では学則に規定されている準学士課程全体及び各学科の目的とDPが整合していなかったが、令和7年11月までに準学士課程全体及び各学科の目的とDPが整合するよう学則が改正されている。

基準5-2

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

基準5-3

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPを踏まえ、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けたカリキュラムマップが作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、学業成績の評価等に関する規程が整備されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、2～4年次に全学科共通のPBL型授業科目として「C o + w o r k」が開講されており、3学年4学科の学生を無作為に選んで約40チームに分け、自ら社会課題を発見し、自分たちで解決策を見出すことによって、自律性、協働性、創造性を養う課題解決型の授業が行われている。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、民間のPROGテストを用いた分析ではコンピテンシーが伸びており、特に4年次は同年齢の理系大学4年次（年齢としては4学年上）と同等レベルに成長する等の効果を上げている。

実践力を育む教育方法の工夫として、文部科学省が認定した「数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)」が開講されており、そのうち1年次に全学科共通の必修科目として開講されている「データサイエンス入門」では、レポート課題として作成した選挙啓蒙ポスターが播磨町選挙管理委員会による選定の結果、4人の学生のポスターが播磨町で掲示された。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、2年次に「グローバルスタディーズ入門」が、4年次に「Advanced English I」及び「Advanced English II」が全学科共通の必修科目として開講されており、実施されているほか、「AKASHI基礎力養成プロジェクト」として、オンキャンパスのグローバル化（英語ネイティブ教員の採用・定員化、全体の1割程度の授業を英語で行う、休学せずに留学できる制度の運用）が行われている。これらの取組の結果、学生の国際性が涵養され、5年次全員を対象としたTOEICの平均スコアが、同学年である大学2年次の平均スコアよりも高くなっており、長期留学する学生及び海外で研修する留学生（派遣留学生）も増加している。

【優れた点】

- 令和4年度には文部科学省の「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業DXをけん引する高度専門人材育成事業」に採択され、実習系科目にDX教材を取り入れ、学生自らが現場でDXを活用できるように教育カリキュラムの高度化を進めている。（観点5-3-②）

基準5-4

【評価結果】基準5-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。
特別活動が90単位時間以上実施されている。

基準5-5

【評価結果】基準5-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、他学科授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、専攻科課程教育との連携、他の高等教育機関との単位互換、個別の授業科目内での工夫が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱われている。

教育を実施する上でのガイダンスが、学科生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制の相談・助言体制が整備されている。学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制としてグローバルエデュケーションセンターが設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、95人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、授業科目として「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」が全学科で開講されているだけでなく、参加費の補助体制や海外への学生派遣プログラムを充実させているほか、成績上位者であれば休学せずに留学・進級できる制度（長期留学制度）の整備や、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～」への積極的な学生支援を行う等、グローバル事業に力を入れた取組が実施されている。

本科を所定の条件を満たし卒業した学生が、編入学に関する協定を締結している大学の学士課程へ編入学することができる制度を、国立高等専門学校として初めて整備した。高校3年間と大学4年間の合計7年間のカリキュラムが5年間に凝縮された高専教育システムのもと、十分な知識と技能を修得した学生が海外の大学へ直接編入学することにより、早期より世界レベルの研究に携わることができ、制度化されて以降、3人の卒業生が海外の大学へ編入学している。

【優れた点】

- グローバルエデュケーションセンターが中心となって、継続的に多様なグローバル事業に取り組んでいる。令和6年度においては、準学士課程95人、専攻科課程2人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、低学年からの海外派遣プログラムを充実させているほか、長期留学制度や、海外の大学の学士課程へ編入学することができる制度を整備している。（観点5-5-③、観点6-5-③）

基準5-6

【評価結果】基準5-6を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき学業成績の評価等に関する規程及び学業成績の評価等に関する規程施行細則に定められており、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。

ただし、学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、適切に実施されていることを学校として把握していない。

成績評価や単位認定に関する基準が、当校ウェブサイトの「学生生活のてびき」のページにて学生に周知されている。

また、追試験の成績評価方法として学業成績の評価等に関する規程が定められているものの、再試験（または学力補充指導）及び単位追認試験（または補充履修）について、科目担当教員の裁量で行われる場合もある等、成績評価方法が不明確である。

成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切

であることのチェックが行われているものの、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）が十分に行われていない。また、一部の授業科目において、成績評価に用いた試験問題及び模範解答が保管されていないこと、中間試験及び期末試験と再試験で同一の試験問題の出題が行われていること、評価基準外の加点が与えられていること、シラバスどおりの評価が行われていないこと、試験問題の水準が、高等専門学校で行われる教育内容としてふさわしいものとなっていないことへの取組は十分とはいえない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、定期試験後の成績評価及び追試験と再試験のガイドラインに定められている。

【改善を要する点】

- 学修単位科目の授業時間外の学修についての評価が適切に行われていることを、学校として把握していない。（観点5-6-①）
- 再試験（または学力補充指導）及び単位追認試験（または補充履修）について、科目担当教員の裁量で行われる場合もある等、成績評価方法が不明確である。（観点5-6-②）
- 成績評価の妥当性（シラバスどおりの評価が行われているか）の組織的な事後チェックが十分ではない。（観点5-6-③）
- 一部の授業科目において、
 - ・ 成績評価に用いた試験問題及び模範解答の保管が不十分である
 - ・ 中間試験及び期末試験と再試験で同一の試験問題が出題されている
 - ・ 評価基準外の加点が与えられており、公平な成績評価が行われていない
 - ・ シラバスどおりの評価が行われていない
 - ・ 試験問題の水準が、高等専門学校で行われる教育内容としてふさわしいものとなっていない
 ことが確認されており、成績評価の客観性・厳格性を学校として担保する取組は十分とはいえない。（観点5-6-③）

基準5-7

【評価結果】基準5-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

卒業認定基準が、DPに従って学業成績の評価等に関する規程に定められ、設置基準が定める要件と整合し、学生生活のてびきにより学生に周知されている。

卒業認定基準に基づき、教員会において卒業認定が行われている。

基準5-8

【評価結果】基準5-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が「アセスメントプランに基づき実施するアンケート実施要領」に基づき整備されている。

卒業時の学生については、令和6年度に令和5年度卒業生卒業時アンケートが行われ、意見聴取の結果

から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生及び就職先については、令和6年度に教育目的、ディプロマポリシー及び学習・教育到達目標に関するアンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

基準5-9

【評価結果】基準5-9を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び学科の目的、D P、C Pを踏まえ、明確に定められている。

基準5-10

【評価結果】基準5-10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

また、推薦選抜においては、調査書、特別活動等、グループワークを総合して、学力選抜においては、学力検査及び調査書を総合して、帰国生徒特別選抜においては、学力検査、作文、面接、調査書等を総合して、編入学生選抜においては、学力検査、英語(TO E I C (I Pテストを含む)スコア)、調査書、面接を総合して合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が教務委員会規程に基づき整備されている。

検証の結果、推薦入試における個人面接のグループワークへの置き換え及び配点の増加、学力選抜における調査書評定値の学年傾斜配点の変更等の改善が行われている。

基準5-11

【評価結果】基準5-11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として教務委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

領域6 専攻科課程の教育活動の状況

<p>基準</p> <p>6-1 DPが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。</p> <p>6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。</p> <p>6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。</p> <p>6-5 適切な履修指導、支援が行われていること。</p> <p>6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。</p> <p>6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること。</p> <p>6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。</p> <p>6-9 APが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-10 学生の受入れが適切に実施されていること。</p> <p>6-11 実入学者数が適切な数となっていること。</p>

基準6-1

【評価結果】基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPは、専攻科課程全体及び各専攻の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

基準6-2

【評価結果】基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

基準6-3

【評価結果】基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、教育課程が準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、専攻科1年次に全専攻科生対象の授業科目として「創発ゼミナー

ル」を開講しており、学生自らが課題を設定し、その課題にグループで取り組むことによって、構想、設計、製作というものづくりの一連の流れをこれまで学んできた知識と有機的に連携させる授業が行われているほか、最終報告展示会ではグループ毎に展示ブースが設けられ、開発したモノコトについてのデモンストレーションが行われている。

実践力を育む教育方法の工夫として、専攻科1年次に「エンジニアリングプレゼンテーションⅠ」が、専攻科2年次に「エンジニアリングプレゼンテーションⅡ」が必修科目として開講されており、技術者として必要となるプレゼンテーションの実践力を育む教育が行われ、発表の機会が多く設けられている。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、「カルチャーコミュニケーション」や「グローバルスタディーズ」が開講されている。これらの取組の結果、令和6年度の海外留学生は2人となっている。

基準6-4

【評価結果】基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

基準6-5

【評価結果】基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容について、他専攻授業科目の履修の認定、インターンシップによる単位認定、準学士課程教育との連携、他の高等教育機関との単位互換、個別の授業科目内での工夫が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生、留学生、障害のある学生に対して実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、電子メールによる相談受付体制、ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、外国への留学に関する支援体制等が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制としてグローバルエデュケーションセンターが設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、2人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、参加必須の海外渡航前のオリエンテーションが複数回実施されている。

基準6-6

【評価結果】基準6-6を満たしていない。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されていることが確認されている。

ただし、一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、適切に実施されていることを学校として十分に把握しているとまではいえず、確認するための取組が必要である。

成績評価や単位認定に関する基準が、当校ウェブページに掲載の「学生生活のてびき」により学生に適切に周知されている。

また、追試験の成績評価方法として学業成績の評価等に関する規程が定められているものの、再試験（または学力補充指導）及び単位追認試験（または補充履修）について、科目担当教員の裁量で行われる場合もある等、成績評価の方法が不明確である。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われているものの、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）が十分に行われていない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、定期試験後の成績評価及び追試験と再試験のガイドラインに定められている。

【改善を要する点】

- 再試験（または学力補充指導）及び単位追認試験（または補充履修）について、科目担当教員の裁量で行われる場合もある等、成績評価方法が不明確である。（観点6-6-②）
- 成績評価の妥当性（シラバスどおりの評価が行われているか）の組織的な事後チェックが十分ではない。（観点6-6-③）

基準6-7

【評価結果】基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、修了認定基準がDPに従って組織として策定されている。

修了認定基準が、専攻科履修の手引きにより学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、教員会において修了認定が行われている。

基準6-8

【評価結果】基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

D Pに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が「アセスメントプランに基づき実施するアンケート実施要領」に基づき整備されている。

修了時の学生及び修了後一定期間の就業経験等を経た修了生については、令和6年度に教育目的、ディプロマポリシー及び学習・教育到達目標に関する専攻科修了生アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

就職先・進学先については、令和6年度に教育目的、ディプロマポリシー及び学習・教育到達目標に関するアンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

基準6-9

【評価結果】 基準6-9を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び専攻科目的、D P、C Pを踏まえ、明確に定められている。

基準6-10

【評価結果】 基準6-10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、推薦書、調査書、面接を総合して、学力選抜においては、数学(筆記試験)、英語(TOE I C (I Pテストを含む)スコアから換算)、調査書、面接を総合して合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が教務委員会規程に基づき整備されている。ただし、A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証していることが議事録に記載されていないため、改善が望まれる。

検証の結果、推薦選抜及び学力選抜における調査書の点数算出方法の募集要項への提示、学力選抜における配点の変更、選考要領の見直し等の改善が行われている。

基準6-11

【評価結果】 基準6-11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として教務委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は1.31倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、過去4年間の入学生数に占める標準修業年限で修了して学位を取得した学生数の比率はほぼ100%となっており、教育・研究設備や研究指導に支障は生じておらず、十分な学修成果が得られている。